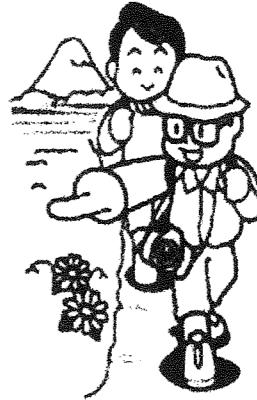


歩く会に参加を

歩く会幹事 石井 堂熙

東広島市河内町
竹林寺・グリューネン入野



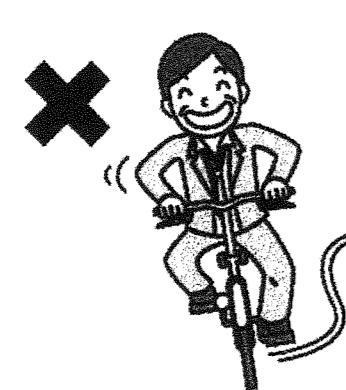
月日 7月18日(火)
予備日 2018年(木)

行程
8時40分 深町中組町民会館発(車)
9時40分 竹林寺からグリューネン
入野へ探訪開始
11時40分 探訪終了 昼食
13時40分 深町中組町民会館着(車)



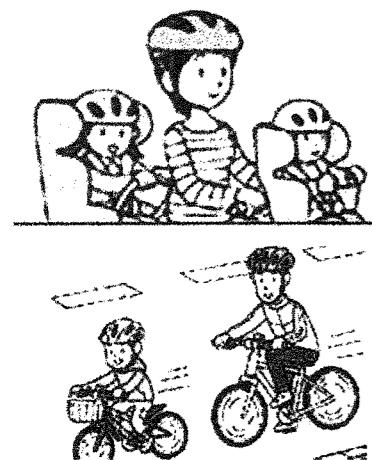
8月の歩く会は休みます。

2 車道は左側を通行
自転車が通行する場所は、基本的に道路の左端。右側通行すると、左側通行をする自転車や車と正面衝突し、被害が拡大するおそれがある。なお、自転車は、標識などで最高速度が指定されている場合にはそれ以下の安全な速度で走ること。特に生活道路では速度の出しそうに注意。

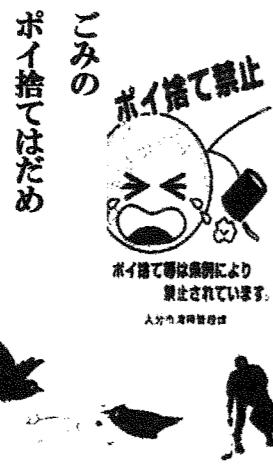


2人乗り・並進の禁止

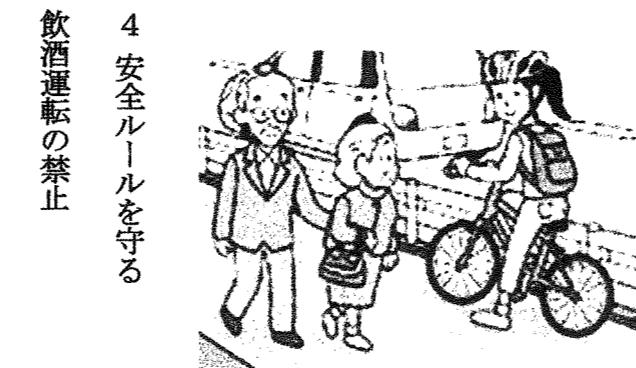
幼児用座席を装着するなどの条件を満たした場合以外の2人乗りは禁止。また、「並進可」の標識がある場所を除き、並進は禁止されている。



現在はヘルメットは義務化されています、着用を。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
自転車安全利用5則とは、警視庁が自転車で走行する際に守るべきルールをまとめたものです。

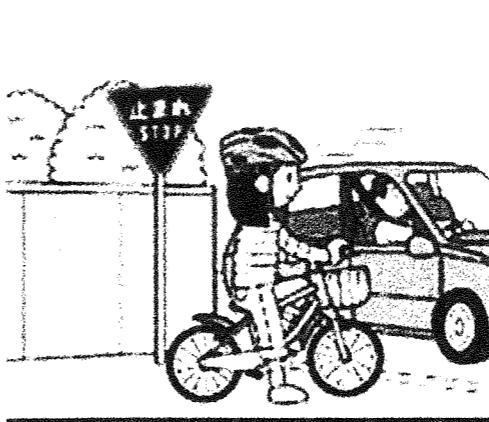


4 安全ルールを守る

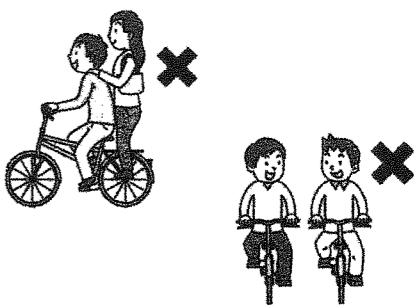
自転車も車両である以上、事故の原因になる飲酒運転が禁止なのは言うまでもない。飲酒したら自転車を押して歩くか、駐輪場に止め後日引き取りに行くようすること。



5 ヘルメットを着用
警察庁によると、自転車乗用中の事故のヘルメット非着用時の致死率は、着用時に比べ約24倍に高まるという。保護者は、6歳未満の児童を幼児用座席に乗せると、13歳未満の子供が自転車を運転するときは乗車用ヘルメットを着用させよう。



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
自動車の事故では出会い頭が最も多い。信号や一時停止標識の遵守では徐行して安全確認を。



**イヤホン&ヘッドホンの使用
音差し運転は違反!**
自転車乗用中のイヤホンやヘッドホンの使用は、多くの都道府県で規制されている。周囲の安全がある。なお、自転車は、標識などでは最高速度が指定されている場合にはそれ以下の安全な速度で走ること。特に生活道路では速度の出しそうに注意。

1 自転車は車道が原則
自転車での基本ルールはこれ!

JAF Mateより

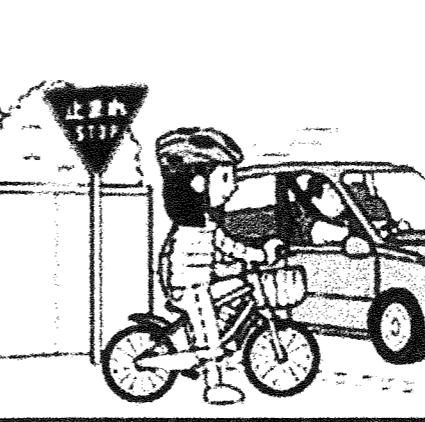
自転車安全利用5則

歩道がある道路では、自転車は車道通行が原則。ただし、13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、安全確保のためやむを得ない場合などであれば、歩道通行(徐行)が認められている。道路標識や道路標示によって歩道を通行できる場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行する。



8月の歩く会は休みます。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
例外的に歩道を通行する場合は、歩行者の安全を確保し、通行を妨げないようにするため、自転車はすぐには止まれる速度で、車道寄りもしくは指定された部分を通行する。歩道で自転車とすれ違う時は、お互いを右に見ながらすれ違うこと。



複数乗車可能な条件?

運転者が16歳以上で、幼児用座席のある自転車なら6歳未満の児童(自治体によって異なる)を一人乗せられる。または、幼児2人を乗せられる特別な構造の自転車であれば3人乗車可能。

装着義務のある装備?
ブレーキと警音器(ベル)は装着が義務。ライトやリフレクターは、昼間の装着義務はないが、アンダーパスやトンネルなどの暗いところや、薄暗い夕方での、使用者などを考慮すると、常に装置するべき。



クロウの巣立ち

